

令和3年高島市教育委員会
第6回定例会議事日程

日 時 令和3年6月28日(月)
午後1時30分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和3年第5回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

4. 議事

日程第1 議第49号 臨時代理につき承認を求めることについて
(令和3年度高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱
等について)

日程第2 請願第1号 中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書

5. 報告事項

報告第16号 令和3年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

6. 今後の日程

令和3年第6回定例会座席表

川原林 正英 教育委員	小多 偕裕 教育委員	上原 重治 教育長	三矢 艶子 教育委員	田邊 栄美子 教育委員
----------------	---------------	--------------	---------------	----------------

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 4 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 19			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第49号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成17年高島市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定により、令和3年6月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

別紙

令和3年度高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等について

高島市立学校結核対策委員会規則（平成27年高島市教育委員会規則第9号）第3条第1項に基づき、次のとおり高島市立学校結核対策委員会委員に委嘱または任命する。

区分	委員種別	氏名	備考
1号	医師会の代表	前田 昌彦	あいりんクリニック小児科医
2号	結核の専門家	有田 泉	高島市民病院小児科長
3号	学校医の代表	岡田 清春	おかだ小児科医院小児科医
4号	高島保健所長	川上 寿一	高島保健所長
5号	市立学校の校長	尾中 一彦	新旭北小学校長
		内藤 孝	高島中学校長
6号	市立学校の養護教諭	荒木 彩	マキノ西小学校養護教諭
		渡辺 裕美	今津中学校養護教諭
7号	教育長が必要と認める者	梅村 裕美	高島市健康福祉部健康推進課 保健師
		饗庭 一弥	教育指導部 学校教育課長

任期：令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

請願第 1 号

中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書

上記の請願を提出する。

令和 3 年 6 月 2 8 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書

令和 3 年 6 月 1 6 日付で、中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書が別紙のとおり提出されたので、高島市教育委員会会議規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 2 号）第 1 7 条第 3 項の規定に基づき、採決を求める。



2021年6月16日

高島市教育委員会教育長 様
高島市教科用図書選定委員会委員長 様

草津市青地町1104-16

子どもと教科書 市民・保護者の会
事務局 木村 幸雄



中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書

新型コロナウイルスが再度蔓延している中で、児童生徒の教育に力を尽くしておられることに心から敬意を表します。

さて本年は、自由社中学校歴史教科書が再検定に合格したことによって、歴史教科書だけの採択やり直しがおこなわれます。それに関連して、以下の内容をぜひ参考にしていただきまして、「人権・平和・共生」という人類普遍の価値観を大切にした教科書が、透明性のある公正・公平な手続きを通じて選定・採択されますように、切に要望いたします。

請願事項

(1) 自由社歴史教科書は選定・採択しないでください。

<理由>

- ①古代から現代までを「天皇」の統治の歴史として描き、天皇に関する記述が非常に多く、民衆に関する記述はほとんどありません。しかも、古代では「神話による神々の系図」まで載せ、生徒が史実と神話を混同するように仕向けています。
- ②すでに廃止された「北海道旧土人保護法」を、明治政府がアイヌを保護するための法律だったと教え、アイヌ文化を破壊し、アイヌの土地を奪ったことを、すべてアイヌの慣習のせいであったかのように記述しています。まったくの人権侵害の教科書です。
- ③日露戦争で日本が勝利したことに、ネルーが勇気づけられたと記述していますが、ネルーはその後の韓国併合によって、日本も西欧列強と同じだと語ったことについては書いていません。また日中戦争の初期に、日本軍が南京で多くの中国人を殺害したことには触れず、通州で日本人が殺害されたことだけを書いています。このように、都合の悪いことは書かず、日本はすごい国だと偏った愛国心を刷り込む歴史教科書では、国際社会で生きる主権者を育てることはできません。

(2) 育鵬社歴史教科書は選定・採択しないでください。

<理由>

- ①日本の歴史を「天皇」の統治の歴史として教えるのも、史実と混同させるような形で、神話を大きく取り上げるのも自由社と同じです。
- ②大仙古墳の面積と、エジプトのクフ王のピラミッドや秦の始皇帝陵の面積とを比

べて、大仙古墳の大きさを強調していますが、ピラミッドも始皇帝陵も、大仙古墳より時代ははるかに古く、しかも高度な石組みの技術で作られていることには触れません。比べられないものを強引に比べて、日本はすごい国だと思わせるのは、世界に通用しない優越感を生徒に植えつけるだけです。

③「なでしこ日本史」では多くの女性を取り上げていますが、女性をあくまで男性を支える存在として強調しており、両性の平等とはほど遠い内容です。

④日本の過去の戦争を正当化するのは自由社と同じです。過去の歴史の良かったことも間違ったことも正しく書かず未来に活かそうとする教科書ではありません。

(3) 歴史教科書は自由社・育鵬社以外の教科書の中から、「人権・平和・共生」をもっとも大切にしている教科書を選択してください。

(4) 現場教員が希望する教科書を選択してください。

(5) 教科書展示会における市民アンケートの意見も参考にして選定作業を進め、選択してください。

(6) コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして教科書展示会を開催し、市民が意見を書けるようにしてください。

(7) コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして、市民が教育委員会の採択会議を直接傍聴できるようにしてください。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

なお、直接当請願書をお持ちして提出すべきところ、コロナ禍のため、郵送することをご容赦ください。また、当請願書は教育委員会会議でご審議を賜りたいわけですが、審議される日時等がわかれば yu-kimura@nifty.com へお知らせください。

報告第16号

令和3年6月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和3年6月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和3年6月28日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和3年6月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和3年6月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表

通 告 者	質 問 事 項	答 弁 者
早川 康生 議員	重要文化的景観整備計画策定後の支援等について	教育総務部長
藤田 昭 議員	公民館の現状と課題について	
福井 節子 議員	コロナ禍で影響を受ける市民に支援を	
山下 巧 議員	障害者スポーツの普及・発展について	
磯部 亜希 議員	高島市地域防災計画を中心とした防災に関わることについて	教育指導部長
早川 浩徳 議員	新しいデジタル時代のまちづくり～高島市が魅力的なまちであり続けるために	
山下 巧 議員	新型コロナウイルス感染症対策について	
森脇 徹 議員	全児童生徒の学習権を保障するため、市教委の役割を問う	
是永 宙 議員	市内に設置されているAEDについて	

早川康生 議員

(質問番号 1) 重要文化的景観整備計画策定後の支援等について

- 1 湖岸の石積みの保存についての今までの状況と今後の計画について
- 2 大溝陣屋総門の大溝地区での位置づけと修理することの意義および修理の予定について
- 3 針江大川の環境維持活動についての今までの取り組みと今後について
- 4 3か所のまちづくり協議会の活動の経過と今後の充実を図るための支援の具体的な内容について

教育総務部長答弁

(答) 早川議員の質問番号 1 のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「海津・西浜・知内の石積みの保存状況と今後の計画について」であります。この石積みは、マキノ町海津、西浜の湖岸約1.2キロメートルにわたって続きます波よけの石積みでありまして、江戸時代に造られたと考えられています。

これまでの保存の取り組みといたしましては、平成30年度に台風により崩落いたしました石積みの修理ならびにコンクリートで覆われた石積みの改修をそれぞれの所有者の方が補助金を活用して行われ、今年度には、新たな箇所でも石積みを修理されますことから、補助金の交付を予定しているところであります。

今後におきましても、文化的景観の重要な構成要素にかかる修理基準に基づきまして、修理が必要と見込まれる石積みが確認できましたら、所有者の方と協議を行い、修理をしていただくなど、石積みの保存に努めてまいります。

次に、2点目の「大溝陣屋総門の大溝地区での位置付けと、修理の意義および予定について」であります。大溝陣屋の城下町は、武家屋敷がある武家地と町家のある町人地に区割りされていまして、大溝

陣屋総門は、江戸時代中期に武家屋敷への入り口に建てられたことが判明していることから、大溝陣屋関係の建物では、唯一現存する遺構であり、大溝の水辺景観に欠かせない重要な構成要素であります。

また、毎年5月に開催されます大溝まつりでは、5組の曳山が総門前に整列するなど、地域にとって不可欠な建物でもあります。

一方で、近代になりますと個人が所有されていた時期に総門の西側と南側に増築がされましたことから、正門としての外観が損なわれた状態となっております。

こうしたことから、増築部分を撤去し、江戸時代の武家屋敷の正門としての歴史的価値がわかる建物となるよう修理するとともに、地域のまちづくり活動の拠点としての機能も有する施設となるよう、今年度の実施設計を行いまして、来年度には保存修理工事の計画をしているところでございます。

次に、3点目の「針江大川の環境維持活動についての今までの取り組みと今後について」であります。針江・霜降の水辺景観の重要な構成要素であります針江大川につきましては、重要文化的景観の選定以前から針江、霜降両区で泥上げや水草刈りなどの環境維持活動に取り組まれておりまして、選定後は両区が清掃日を合わせるなどの工夫をされ、地域活動の一環として、その景観の維持に努めていただいているところであります。

また、平成27年度からは、針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会への市の委託料も活用いただきまして、環境整備活動に取り組まれているところであります。

今後におきましても、水辺景観の維持に努めていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4点目の3か所のまちづくり協議会の活動の経過と支援の具体的な内容についてであります。重要文化的景観に選定された3つの地域では、選定後にそれぞれ地域住民の方を中心として、まちづくり協議会が組織されております。

このまちづくり協議会は、地域の自然や人々の暮らしが作り上げた文化的景観を、住民自らが保全するとともに、地域の特性に応じた活用を図ることを目的といたしまして、立ち上げられているものであります。

市では、3つのまちづくり協議会への支援として、平成27年度から令和2年度まで、国の地方創生推進交付金を活用しました「重要文化的景観を活かした観光振興事業」を委託いたしまして、見学者を受け入れるための案内窓口の設置や見学コースの周辺整備、案内マップの作成、地域案内人の養成など受け入れ体制の整備をしてきていただいたところであります。

重要文化的景観の継承には、まちづくり協議会の活動を継続していただくことが重要なことから、今後もそれぞれのまちづくり協議会の状況に応じた支援内容を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

1問目の湖岸の石積みですが、石積みの改修には補助があるとのことですが、どの程度の補助になるかお答え願います。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

補助金は、重要な構成要素の外観修理や修景にかかる経費の2分の1以内の額としまして、500万円を上限としております。

(再質問)

先ほどの答弁の中で「修理が必要と見込まれる石積みが確認できれば」ということですが、今までに修理が必要なものは直したので、今のところ修理が必要な石積みはないという考えでいいのですか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

現時点では、基準に基づきまして判断している限りにおきまして、すぐに修理が必要となる石積みはないと考えておりますが、台風等の災害により被害を受ける可能性などがありますので、修理が必要となりました時には、しっかりと対応してまいります。

(再質問)

続きまして、2問目ですが、総門の増築部分を撤去し、武家屋敷の正門としての歴史的価値がわかる建物となるよう修理をされるということですが、具体的にはどういう修理となりますか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

修理にあたりましては、重要文化的景観整備活用委員会からの助言を受けながら、建築当時の武家屋敷の正門としての様子がわかるように修理をしていきたいと考えております。

(再質問)

今お話しがあった整備活用委員会について、もう少し詳しい内容を教えてください。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

委員会は、重要文化的景観の適正な保存や整備活用、事業に対する助言などをしていただくことを目的といたしまして、学識経験者5人、まちづくり協議会代表3人の方で構成しております。

(再質問)

次に3問目の再質問にまいります。針江大川の環境維持活動についてですが、市からの委託料が半分以下となったので、これまでのように泥上げや水草刈りが出来なくなって困っていると聞いています。昨年度と同じように支援はできないのですか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

昨年度までは、国の交付金を活用いたしまして、見学者の受け入れのための環境整備に取り組んでいただいていたところでありまして、一定の整備も進んでまいりました。

また、国の交付金は活用できる期間がありますので、今年度は、活動継続に必要な経費を予算化させていただいているところであります。

今後につきましても、それぞれのまちづくり協議会の状況に応じた支援内容を検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

次に4問目の再質問に移ります。平成27年度から令和3年度までのまちづくり協議会への委託料は各年度いくらになっていますか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

委託料につきましては、平成27年度が10,870千円、平成28年度が9,004千円、平成29年度が9,001千円、平成30年度が9,763千円、令和元年度が10,365千円、令和2年度が9,064千円、令和3年度が4,500千円となっております。

(再質問)

今のお話ですと、令和3年度から約半額になっています。どうして半額になっているのかお聞かせ願えますか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、国の交付金を活用いたしました事業が令和2年度で終了いたしましたので、令和3年度は活動継続に必要な経費を予算化させていただいているところであります。

【担当：教育総務部 文化財課】

藤田議員

(質問番号 1) 公民館の現状と課題について

1 公民館の現状と課題について

- ① 公民館活動とひとづくりについて
- ② 公民館の職員配置について
- ③ 地域学校協働活動と公民館の関係について

教育総務部長答弁

(答)まず、1点目の「公民館活動とひとづくりについて」であります。6つの公民館では、昨年度、40の講座や教室を開催いたしまして、約600人の方に受講していただいております。

教室や講座の内容といたしましては、趣味や教養の向上に係る講座と地域課題や現代的課題に係る講座があり、参加者のニーズもあってバランス的には趣味や教養の向上に係る講座が多いのが現状であります。そこで、本年度から「仮称たかしま市民大学」の開校に向けて準備を進めており、地域の課題や現代的課題の解決を目指し、学習者の主体性が発揮される講座を企画して、自ら考え、課題解決に向けて行動するひとづくりを進めてまいりたいと考えております。このことを契機にして、公民館の講座や教室の運営体制全体を再構築していきたいとも考えております。

次に2点目の「公民館の職員配置について」であります。公民館の運営につきましては、社会教育課長が公民館長を兼務し、社会教育課の中に各公民館を担当する職員を置くなど社会教育課と公民館が連携を図りながら進めており、さらに教育や行政で長年の勤務経験を持った人材を参与として配置しております。現在、各種研修会への参加や公民館職員との会議を通して、資質の向上に努めているところであります。

次に、3点目の「地域学校協働活動と公民館の関係について」であります。公民館が主体となって地域学校協働活動に取り組まれている事例は承知しておりますが、本市が平成29年度から取り組んでいます地域学校協働活動は、主に学校にその活動の拠点を置き、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制としております。今後も社会教育と学

校教育がさらなる連携を図り、活動をより充実させてまいりたいと考えております。

昨年度は、新旭地域学校協働本部がその取り組みを評価され、文部科学大臣表彰を受賞されたところでもあります。

公民館の役割といたしましては、公民館講座等で学ばれた方々の学びを生かす場のひとつとして地域学校協働活動につないでいくことが重要であると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(再質問)

公民館本来の要求課題の学習提供場所として機能していないと考えます。そのほとんどが貸館としての利用です。

こうした現状や、たかしま市民大学も含めて、これからの公民館活動をどのように進めようと考えておられますか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

議員ご承知のとおり、社会教育法の規定による公民館事業としましては、定期講座や講習会、講演会などの開催のほか、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること」とありまして、各公民館において、多くの方に生涯学習の場としてご利用いただいているところであります。

今後の公民館活動につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、「仮称たかしま市民大学」の開校に併せまして、公民館の講座や教室の運営体制全体を再構築していきたいと考えているところであります。

(再質問)

仮称たかしま市民大学について、どのように進めるのか現在判明している内容について伺います。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

現在、たかしま市民大学準備委員会設置要綱を作成しております。委員としましては、学識経験者、社会教育委員、公民館運営審議会委員にも入っていただいて、委員会の中で方向性を検討してまいりたいと考えております。

(再質問)

公民館の職員についてですが、文科省が平成15年6月6日告示第112号で示されております公民館の設置および運営に関する基準、第8条で公民館に館長を置くとなっておりますが、このことについて伺います。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

公民館には館長を置くとなっております。

(再質問)

公民館の現場に館長を置くというのではないですか。文科省の告示と整合がとれないのではないですか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

議員仰せのとおり、社会教育課長が公民館長を兼務しております。市におきましては、社会教育課と公民館が連携して進めていきたいと考えております。

(再質問)

新旭地域学校協働本部について、地域学校協働活動が行われております。また他の地域でも取り組まれていると思いますが、その活動内容について教えてください。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

公民館の趣味や教養の向上に係る講座を受講され、生涯学習として学んでおられる方がたくさんおられますことから、その方々が、学ばれたことを生かす場のひとつとして、地域学校協働活動につなぐことが重要であると考えております。

公民館で、小学生が茶道クラブの皆さんと茶道体験をした事例もありますので、公民館で学ばれた方が、その学びを活かせるひとつとしてつなげていきたいと考えております。

こうしたことから、地域学校協働活動に直接結びつけるような教室や講座は公民館で行っておりませんが、学びの中からつないでいきたいと考えております。

(再質問)

地域の中にある学校を地域の中で育てるためには、その地域にある公民館がパイプ役となって、地域の多様な経験や技能を持つ人材、公民館利用団体をあわせて学習支援を行っていくべきと考えます。県内の竜王町では先進的な取り組みもされておりますので、参考にさせていただきたい。そのような中、中心となる公民館において昨年度の講座や教室には見当たりませんでしたので、そういったものも大事にさせていただきたい。

教育長答弁

(答) 地域学校協働活動についての全般的な質問でございますので、私の方からお答えさせていただきます。先ほど初問で平成29年度から実施をしたと部長が答弁をしましたが、この年度は私が教育長になった年でもあります。私は地域学校協働活動を積極的に推進するために、中学校区に1人ないし2人、地域学校協働活動推進員を設置させていただきました。その人を中心に地域の方々を学校とつなぐという形で、学校に拠点を置いて、学校の教育支援あるいは学校の環境整備、登下校のあいさつ運動等に地域の方々を積極的に呼んでいただき

まして、学校の先生方の教育活動を支援するという形ですので、公民館をメインにという体制は高島市ではとっていません。議員が仰られた竜王町の要綱を見ましても公民館講座に参加をされている方を地域貢献活動として地域学校協働本部につなぐと表記されていますから、全く高島市と同じ体制につながっているのではないかと思います。繰り返し申しますが、公民館を中心に地域学校協働活動を構成しておりませんので、そのあたりは十分ご理解を賜りますように申し上げます。

(再質問)

高島市では公民館を中心には考えていないとのことですが、公民館を中心に考えるべきではないのでしょうか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

高島市は、先ほども申しましたように、学校を拠点に、いわゆる学校を核にした地域づくりというキーワードを採っております。議員が仰られるのも一つの考えでございますが、竜王町は中央公民館を1館持っているという地域でもございますので、公民館が中心になって動いているということもございますが、高島市は6中学校区ございますので、中学校区を一つの拠点として学校を中心に進めていくという構想を高島市は採っているということです。

(再質問)

全ての地域について、そのように考えておられるということでしょうか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますように、6中学校区の体制で取り組んでおります。それぞれ特色はありますが、中学校区ごとということ

で既に取り組んでいるところでございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

福井議員

(質問番号 1) コロナ禍で影響を受ける市民に支援を

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">3 公民館のネット環境の充実がどの様に計画されているか4 公民館の音響設備などがスムーズに活用できるよう改善すべきではないか5 公民館の利用料の減免 |
|--|

教育総務部長答弁

(答) 福井議員の質問番号 1 の 3 点目から 5 点目のご質問にお答えいたします。

まず、3 点目の「ネット環境の充実がどの様に計画されているか」についてであります。公民館においては、地域住民の方の学習や各種団体、サークル活動の場として利用いただいておりますが、利用者の方が利用できるインターネット環境の整備はしておりません。現在、国全体でデジタル化の取り組みが進む中、社会教育分野でも効果的な活用に向けた取り組みを総合的に検討していくものと考えております。

次に、4 点目の「音響設備などがスムーズに活用できるよう改善すべきではないか」についてであります。音響設備や映像機器などの設備や備品につきましては、新規に導入する段階では最新のものがありますが、それぞれ一定の年数が経過していることから、最先端の機器に対応できていないものがあることは認識しております。今後、こうした設備などを更新する際には、利用者の利便性の向上の観点から判断してまいります。

最後に、5 点目の「公民館の利用料の減免」についてであります。公民館の使用料の減免につきましては、令和 2 年 1 2 月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、コロナ禍における新たな使用料の減免は考えておりません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

貸館や公民館事業の研修などでインターネットが必要となる場合が多く、若い人達にも公民館を利用してもらうためには、計画的に進めていただけないかと思いますがいかがでしょうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

インターネット環境の整備につきましては、現在、国において、社会教育施設におけるICT環境の整備促進についても検討されておりますので、そういった状況を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】

山下議員

(質問番号2) 障害者スポーツの普及・発展について

- 2 障害者スポーツ指導員資格を有する市役所職員の状況と職員の資格取得を推進するのか
- 3 全国障害者スポーツ大会に向け、障害者スポーツ指導員に協力を求めるのか

教育総務部長答弁

(答) 山下議員の質問番号2の2点目と3点目のご質問にお答えいたします。

まず、2点目の「障害者スポーツ指導員資格を有する市役所職員の状況と資格取得の推進」についてであります。障害者スポーツ指導員の資格を有する市職員は、確認しましたところ、おりませんでした。市内在住の障害者スポーツ指導員の資格取得者が増えることは、障がい者スポーツ推進の一助となりますことから、今後は、市職員に限らず、広く市民の方々が自主的に資格を取得していただけるよう広報に努めてまいります。

次に、3点目の「全国障害者スポーツ大会に向け、障害者スポーツ指導員に協力を求めるのか」についてであります。全国障害者スポーツ大会における、競技役員やボランティアの養成などは県準備委員会が担当することとなっておりますが、市としましても、障がい者スポーツ指導員の方にご協力をいただくことについて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

障害者スポーツ指導者資格自体、まだまだ広く認知されていない状況で、市民の方をはじめたくさんの人に知っていただくことも大事だが、中でも障害者スポーツに携わる市職員には、知識や技術、経験をたくさん積んでいただくためにも、障害者スポーツ指導者資格を取得することを、手段としてとらえ、障害者スポーツの普及・発展に役立てるために推進を考えてもらいたい。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

議員仰せのとおり、障がい者スポーツの普及啓発のためには、様々な機会を捉えて取り組むということは重要なことであります。

しかしながら、市職員の研修の機会としての資格取得につきましては、様々な資格がありますことから、職員がそれぞれに判断し、取得していくものであると考えております。

先ほどもお答えいたしましたとおり、市職員に限らず、広く市民の方々が自主的に資格を取得していただけるよう広報に努めてまいります。

【担当：教育総務部 市民スポーツ課、国スポ障スポ大会推進課】

磯部議員

(質問番号 1) 高島市地域防災計画を中心とした防災に関わることについて

6 学校等での防災体制について

- ① 小中学校における避難マニュアルの作成状況と教職員および保護者や地域の方々への周知について
- ② 災害発生時における学校給食センターでの炊き出しの実施計画書の作成状況および関係者への周知について

教育指導部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号 1 の 6 点目のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の「小中学校における避難マニュアルの作成状況と保護者や地域の方々への周知について」でございますが、小中学校におきましては、授業中、休憩中や放課後、登校、下校、校外行事、在宅時など、それぞれの場面における児童生徒および教職員がとるべき行動をまとめた学校防災マニュアルを作成しております。

学校防災マニュアルにつきましては、毎年、年度当初に作成し、全教職員に周知徹底を図っているところでございます。

保護者や地域の方々への周知につきましては、児童生徒の安全確保のため大切なことであることから、登下校でお世話になっておりますスクールガードの皆さまも含めまして、改めて、保護者や地域の方々に災害発生時の避難方法等をお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「災害発生時における学校給食センターでの炊き出しの実施計画書の作成状況および関係者への周知について」でございますが、学校給食センターにおきましては、すでに、災害発生時における炊き出し支援のフロー図に基づき行動できるよう、各センターの全職員で共通理解を図っているところでございます。

また、調理業務等の委託業者に対しましても、災害発生時には、炊き出し等に協力していただくこととしております。

炊き出しの実施計画書につきましては、フロー図とともに取りまとめているところではございますが、災害発生時には、各学校給食センターの安全性や衛生状況等を判断し、炊き出しを行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

学校防災マニュアルには各学校における避難所の開設についての計画等もふくまれているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

毎年、学校で作成しております学校防災マニュアルには、災害時の避難所運営支援計画も含まれております。

各校の支援計画には、避難所を開設するにあたりまして、被災状況により変更する場合もございますが、受付場所、一般避難所、負傷者等避難所、救護室などとして使用する体育館や教室等の学校施設、そして、ヘリポートや救援物資保管場所、炊き出し場所、仮設トイレ設置場所などの計画も併せて記載しております。

(再質問)

避難所を開設されることを想定して、事前に避難される地域の方々へ避難所の配置図や運営等についてお知らせしておく必要があると考えるかどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

議員仰せのとおり、事前に避難される地域の方々へ、避難所の設置につきまして、お知らせすることは大切なことと考えております。

今後、様々な機会を通じまして、地域の方々への避難所開設にあたりましての情報発信につきまして、防犯上の視点も加味いたしまして、工夫をしてみたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

早川議員

(質問番号 1) 新しいデジタル時代のまちづくり

～高島市が魅力的なまちであり続けるために

- | |
|---|
| 13 デジタル時代を生きていく子どもたちの教育についての本市の考え方や取り組みの現状について |
| 14 都市部と地方に関係なく学習する機会を提供するためのデジタル技術を活用した本市の取り組みの現状について |
| 15 こうした取り組みによって想定される学校現場の負担軽減について |

教育指導部長答弁

(答) 早川議員の質問番号 1 の 13 点目から 15 点目のご質問にお答えいたします。

まず、13 点目の「デジタル時代を生きていく子どもたちの教育 についての本市の考え方や取り組みの現状について」でございますが、教育委員会では、デジタルを活用することにより、一人ひとりの多様な状況やニーズに応じた学びを実現することが可能になると考え、学校におきましては、1 人 1 台のタブレット端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」や「協働的な学び」のより一層の充実を図っているところであります。

次に、14 点目の「都市部と地方に関係なく学習する機会を提供するためのデジタル技術を活用した本市の取り組みの現状について」でございますが、小中学校におきましては、遠隔会議システムによりまして、多くの方々との交流を積極的に推進しようとしているところでございます。

この取り組みを通しまして、他の地域の子どもたちや海外の人とつながって意見を交換し合ったり、博物館、大学等の専門家や企業で活躍されている方々の話を聞いたりすることで、これまで以上に多様な交流が可能となり、様々な価値観に触れる機会が充実し、協働的な学びが

実現できるようになるものと考えております。

最後に、15点目の「こうした取り組みによって想定される学校現場の負担軽減について」でございますが、教育委員会といたしましては、ICT支援員を教育委員会事務局に配置し、タブレット端末の設定や更新などの業務をサポートしたり、効果的な活用方法の研修をリモート会議で実施したりするなど、教職員の負担軽減に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

山下議員

(質問番号 1) 新型コロナウイルス感染対策について

4 通学バスでの新型コロナウイルス感染症予防対策について

教育指導部長答弁

(答) 山下議員の質問番号 1 の 4 点目のご質問にお答えいたします。

「児童生徒が乗車する通学バスでは、どのような新型コロナウイルス感染症予防対策をとっているのか」についてでございますが、児童生徒の通学時、一部の路線において、車内が混み合う場合もございますが、各学校では、国および県のガイドラインに基づき、乗車時にはマスクを着用するとともに、会話や対面を避け、学校到着時や帰宅時には手洗いをするよう指導を行い、感染防止対策を徹底しているところでございます。

また、バス運行業者におきましても、走行中の車内の常時換気や、つり革、手すり、座席等を毎日消毒するなど、感染防止対策が講じられているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

森脇 徹 議員

(質問番号3) 全児童生徒の学習権を保障するため、市教委の役割を問う

- 1 小中学校の特別支援学級数と増級している特別支援学級はあるのかについて
- 2 教員の負担軽減を図るための市教育委員会の対応について

教育指導部長答弁

(答) 森脇議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「小中学校の特別支援学級数と増級している特別支援学級はあるのかについて」でございますが、小学校には26の特別支援学級を、中学校には11の特別支援学級を設置しております。

また、特別支援学級の在籍児童生徒数が8人を超える場合には、学級を増やすことになっており、現在、2学級がその対象となっております。

次に、2点目の「教員の負担軽減を図るための市教育委員会の対応について」でございますが、小中学校におきましては、教員一人ひとりの担当授業時数だけでなく、学校運営上の役割分担等を総合的に勘案して、特定の教員に負担がかからないよう、全教職員で協力して学校運営に努めていると把握しております。

教育委員会としましては、これまでから、県教育委員会に対しまして、加配教員の配置を要望するとともに、必要に応じて、市費の臨時講師を配置するなど、改善を図ってきているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

特別支援学級において、7人・8人の児童生徒が在籍する場合、どのような対応をされるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

小中学校の特別支援学級におきましては、7人または上限の8人の児童生徒が在籍する場合には、市教育委員会からの要望によりまして、県教育委員会から、週18時間以内の非常勤講師が配置されることとなっております。

特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、複数の教員で指導にあたることを主たる目的として配置される非常勤講師でございます。以上でございます。

(再質問)

非常勤講師の配置の他、特別支援教育の充実のため、どのような工夫をされているのか。
--

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校における特別支援教育の推進につきましては、特定の教員だけでなく、特別支援教育コーディネーターや担任、そして、全教職員が共通理解を図りまして、協力して取り組む体制づくりをすることで、円滑な教育の推進に努めているところでございます。以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

是永議員

(質問番号 2) 市内に設置されている A E D について

- 2 市内小中学校の設置台数と設置場所、保守点検の状況を問う
- 3 学校体育館にも A E D を設置すべきと考えるが見解を問う
- 4 現在設置されている A E D は冬季でも機能を発揮できるかを問う
- 5 現在の機種では成人用パッドと小児用パッドが共通ではないため、使用時に取り違えるリスクがあると考えるが所見を問う

教育指導部長答弁

(答) 是永議員の質問番号 2 の 2 点目から 5 点目のご質問にお答えいたします。

まず、2 点目の「市内小中学校の配置台数と設置場所、保守点検の状況を問う」についてでございますが、A E D につきましては、小中学校に 1 台ずつ配置しており、多くの学校では、正面玄関内側に設置しているところでございます。

また、保守点検につきましては、各学校での日常点検として、目視によるステータスインジケータの表示確認を行うとともに、電極パッドやバッテリーの交換等を業者により定期的を実施しております。

さらに、機器本体にはセルフチェック機能があり、万一、異常が発生した場合には、アラーム音が鳴り、音声で原因や対処方法を知らせる仕組みとなっております。

次に、3 点目の「学校体育館にも A E D を設置すべきと考えるが見解を問う」についてでございますが、学校施設における A E D の設置につきましては、日常的な教育活動中における緊急時に使用することを目的としておりますことから、「A E D の適正配置に関するガイドライン」を参考に、今後、学校開放時に使用される体育館も含めまして、学校施設における適切な設置場所と配置台数等につきまして、研究してまいりたいと考えております。

次に、4 点目の「現在設置されている A E D は冬季間でも機能を発揮

できるかを問う」についてでございますが、学校のAEDは、すべて屋内に設置しており、これまで、機器本体のセルフチェック機能により異常を知らせるアラーム音が鳴ることや、業者による部品点検の際に異常発生 の報告等もなかったことから、冬季間におきましても、正常に機能していると考えております。

最後に、5点目の「現在の機種では成人用パッドと小児用パッドが共通ではないため、使用時に取り違えるリスクがあると考えるが所見を問う」についてでございますが、小学生以上につきましては、成人用パッドを使用することとなっており、学校設置のAEDには成人用パッドしか常備しておりませんので、パッドを取り違えることはございません。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

学校に設置されているAEDは、5分以内に装着できる場所に設置されているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

現在、小中学校のAEDにつきましては、わかりやすく、誰もがアクセスでき、屋外にも持ち出せる、日常点検しやすい場所として、主に正面玄関に設置しております。職員室の近くにありますので、緊急時に連絡を受けた教員が、すぐに持ち出せる位置でもありますことから、すべての学校におきまして、学校敷地内であれば、5分以内に装着が可能であると考えております。以上でございます。

(再質問)

マラソン大会や運動会などでは、AEDを取り外して本部席に置いておくような運用はできないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

学校の行事等につきましては、その必要度に応じまして、先ほど議員仰せのとおり、移動させるといったことも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

(再質問)

低温時でも作動する仕様で、かつ、パッドが成人用・小児用共通である機種の導入について検討する必要があると考えるかどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。

AEDにつきましては、現在、複数のメーカーから、様々な仕様の機種が販売されておりますことから、次回の更新時には、どの機種が最適であるのかを十分検討したうえで、更新機種の選定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【担当：教育指導部 学事施設課】